健康経営優良法人2024と
協会けんぽ広島支部のサポート

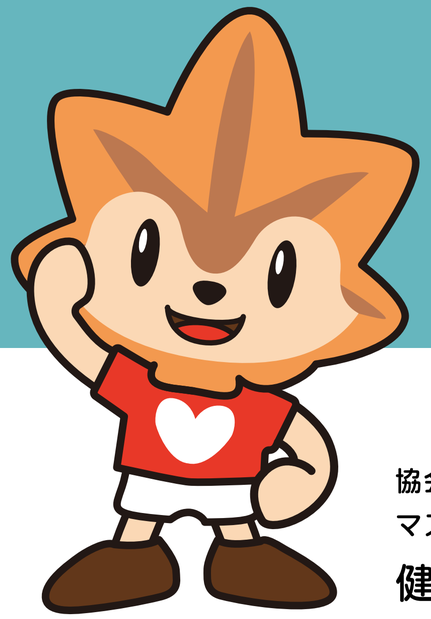

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康　いろは

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康　かえで

全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

目次

１.「健康経営優良法人2024（中小規模法人部門）」の認定要件

２.健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診

３.健康づくり担当者の設置

４.（求めに応じて）40歳以上の従業員の健診データの提供

５.健康経営の具体的な推進計画

６.受診勧奨の取り組み

７.管理職または従業員に対する教育機会の設定

８.保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み

1.「健康経営優良法人2024(中小規模法人部門)」の認定要件

大項目	中項目	小項目	評価項目		認定要件	
1．経営理念・方針			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	★	必須	
2．組織体制			健康づくり担当者の設置	★	必須	
			(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供	★	必須	
3．制度・施策実行	(1) 従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題に基づいた具体的な目標の設定	健康経営の具体的な推進計画	★	必須	
		健康課題の把握	①定期健診受診率(受診率実質100%)	★	左記①～③のうち2項目以上	ブライト500は左記①～⑮のうち13項目以上
			②受診勧奨の取り組み	★		
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施			
	(2) 健康経営の実践に向けた土台づくり	ヘルスリテラシーの向上	④管理職または従業員に対する教育機会の設定	★	左記④～⑦のうち1項目以上	
		ワークライフバランスの推進	⑤適切な働き方実現に向けた取り組み			
		職場の活性化	⑥コミュニケーションの促進に向けた取り組み			
		仕事と治療の両立支援	⑦私病等に関する両立支援の取り組み(⑬以外)			
	(3) 従業員の心と身体の健康づくりに関する具体的対策	具体的な健康保持・増進施策	⑧保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	★	左記⑧～⑮のうち4項目以上	
			⑨食生活の改善に向けた取り組み			
			⑩運動機会の増進に向けた取り組み			
			⑪女性の健康保持・増進に向けた取り組み	★		
			⑫長時間労働者への対応に関する取り組み			
			⑬メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み			
		感染症予防対策	⑭感染症予防に関する取り組み			
		喫煙対策	⑮喫煙率低下に向けた取り組み	★		
			受動喫煙対策に関する取り組み		必須	
4．評価・改善			健康経営の取り組みに対する評価・改善		必須	
5．法令遵守・リスクマネジメント			定期健診を実施していること、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等		必須	

合計7つ以上

★の項目をサポートします！

2.健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診①

必須

★Q6.健康宣言を実施していますか

1.申請日時点で加入している保険者が実施する健康宣言事業に参加している

2.2022年4月1日以降に加入保険者の変更があり、以前の加入保険者が実施する健康宣言事業に参加している

3.（保険者が健康宣言事業を実施していない場合）
自治体独自の健康宣言事業に参加している

4.（保険者および自治体が健康宣言事業を実施していない場合）
自社で独自に健康宣言を実施している

5.健康宣言を実施していない⇒健康経営優良法人不認定

「ひろしま企業健康宣言」への登録⇒「1」

2. 健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診②

必須

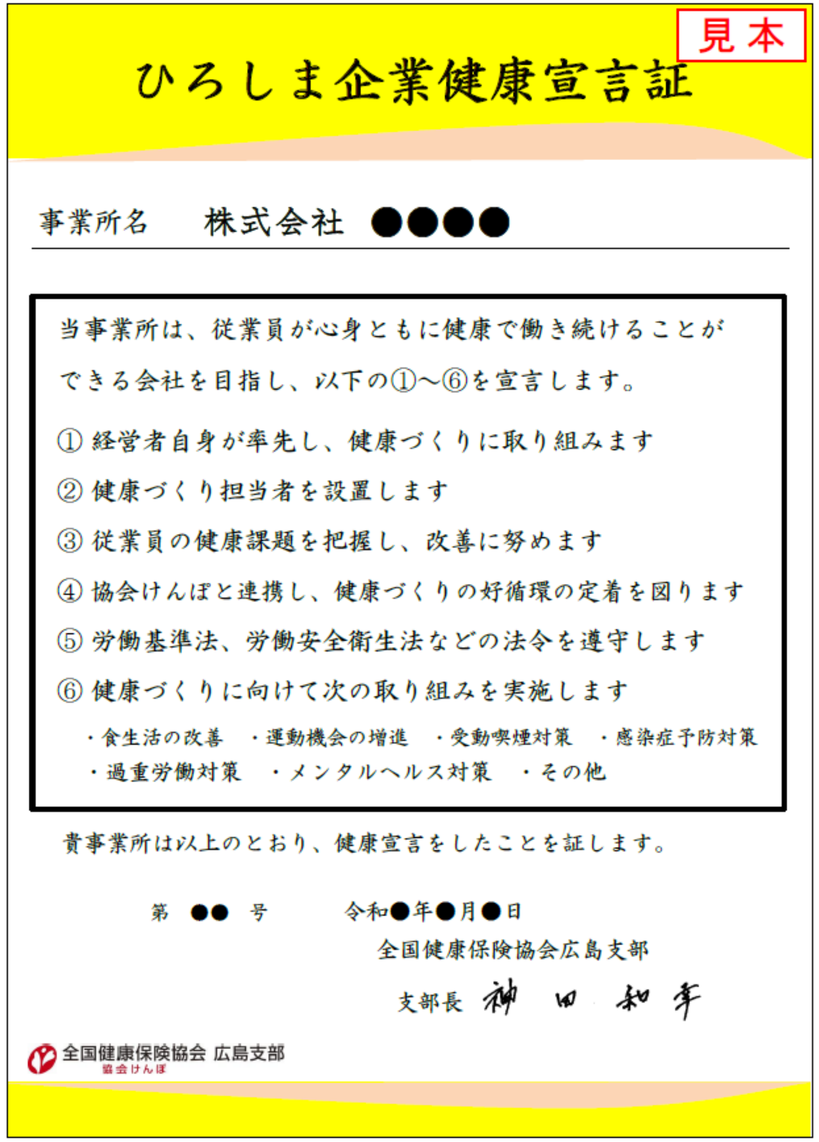

見本

ひろしま企業健康宣言証

事業所名　株式会社 ●●●●

当事業所は、従業員が心身ともに健康で働き続けることができる会社を目指し、以下の①～⑥を宣言します。

① 経営者自身が率先し、健康づくりに取り組みます
② 健康づくり担当者を設置します
③ 従業員の健康課題を把握し、改善に努めます
④ 協会けんぽと連携し、健康づくりの好循環の定着を図ります
⑤ 労働基準法、労働安全衛生法などの法令を遵守します
⑥ 健康づくりに向けて次の取り組みを実施します
・食生活の改善　・運動機会の増進　・受動喫煙対策　・感染症予防対策
・過重労働対策　・メンタルヘルス対策　・その他

貴事業所は以上のとおり、健康宣言をしたことを証します。

第 ●● 号　令和●年●月●日
全国健康保険協会広島支部
支部長 神田和幸

全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

さらに宣言証を使えば発信状況を回答できます！

- ☑ 従業員や来訪者が目にする場所に掲示する
- ☑ 自社のHP等に公開する
- ☑ 自社のFacebook等のSNSを通して発信する
- ☑ 加入保険者のHPで公開している
  （協会けんぽ広島支部のHPで登録事業所様を公開しています）

3. 健康づくり担当者の設置①

必須

★Q8.各事業場に健康づくり担当者を設置していますか。

1.全ての事業場に健康づくり担当者を設置している

2.健康づくり担当者を設置していない事業場がある
⇒健康経営優良法人不認定

全ての事業場で1人以上
協会けんぽの「健康保険委員」にご登録⇒「1」

3. 健康づくり担当者の設置②

必須

健康保険委員の方は、以下の役割を担っています。

☑ 定期健康診断や保健指導の予約、
従業員への周知等

☑ 特定健診・特定保健指導の実施に関する
保険者との連絡窓口
※資格の有無は評価に影響しません。

協会けんぽ
広島支部に
健康保険委員登録届を
ご提出ください

健康保険委員の条件

・協会けんぽ広島支部の被保険者であること

4.（求めに応じて）40歳以上の従業員の健診データの提供①

必須

★Q9.加入している保険者に対して、40歳以上の従業員の健康診断のデータを提供していますか。

1.厚生労働省の推奨するXML形式のフォーマットでデータ提供済み
2.その他保険者が指定する電子記録（CSV形式等）でデータ提供済み
3.1または2以外の形式（pdf形式や紙媒体など）でデータ提供済み
4.データは未提供だが、提供について保険者へ同意書等を提出している
5.40歳以上の従業員がいない
6.データの提供について保険者に意思表示をしていない
⇒健康経営優良法人不認定

協会けんぽの生活習慣病予防健診を利用⇒「2」（CSV形式）

4.（求めに応じて）40歳以上の従業員の健診データの提供②

必須

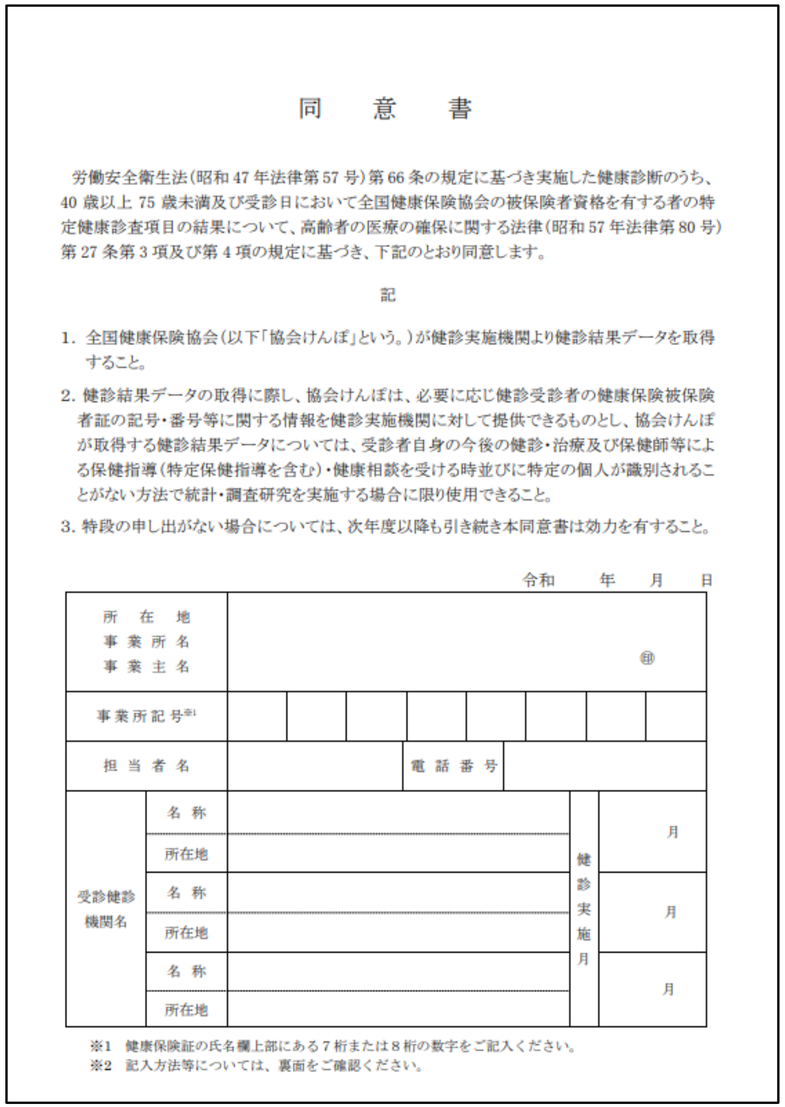

同　意　書

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の規定に基づき実施した健康診断のうち、40 歳以上 75 歳未満及び受診日において全国健康保険協会の被保険者資格を有する者の特定健康診査項目の結果について、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 27 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、下記のとおり同意します。

記

1. 全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という。）が健診実施機関より健診結果データを取得すること。
2. 健診結果データの取得に際し、協会けんぽは、必要に応じ健診受診者の健康保険被保険者証の記号・番号等に関する情報を健診実施機関に対して提供できるものとし、協会けんぽが取得する健診結果データについては、受診者自身の今後の健診・治療及び保健師等による保健指導（特定保健指導を含む）・健康相談を受ける時並びに特定の個人が識別されることがない方法で統計・調査研究を実施する場合に限り使用できること。
3. 特段の申し出がない場合については、次年度以降も引き続き本同意書は効力を有すること。

令和　　年　　月　　日

所在地 事業所名 事業主名								㊞	
事業所記号※1									
担当者名				電話番号					
受診健診機関名	名称							健診実施月	月
	所在地								
	名称								月
	所在地								
	名称								月
	所在地								

※1　健康保険証の氏名欄上部にある 7 桁または 8 桁の数字をご記入ください。
※2　記入方法等については、裏面をご確認ください。

生活習慣病予防健診以外の健診を利用している場合

⇒ 広島支部へ

事業者健診結果データの提供に関する同意書

を提出していることをご確認ください。

≪生活習慣病予防健診のメリット≫

メリット 1

労働安全衛生法による 定期健康診断の 代わりになります！

労働安全衛生法で事業主様に義務付けられている定期健康診断の検査項目が含まれているため、「定期健康診断」としてご利用いただけます。

メリット 2

胃・大腸など主な 「がん検診」もセットで充実

法定健診で定められている項目に加えて、国が推奨するがん検診（胃・大腸・乳・子宮頸がん）も同時に受診できます。

メリット 3

健診費用を協会けんぽが補助！

約２万円相当の健診（一般健診）について、協会けんぽが補助します。

自己負担額が軽くなりました

令和４年度まで **7,169円**（最高）

1,887円おトクに

令和５年４月から **5,282円**（最高）

※付加健診、乳がん検診、子宮頸がん検診等についても、自己負担が軽くなりました。

メリット 4

健診結果が自動的に健診機関から協会けんぽに提供され、ヘルスケア通信簿に反映されます

生活習慣病予防健診の健診結果（従業員の集計値）が「ヘルスケア通信簿（事業所カルテ）」に反映されます。
定期健康診断の場合、協会けんぽへ健診結果データの提供が必要になります。

5. 健康経営の具体的な推進計画①

必須

★Q10.自社従業員の健康課題を踏まえ、健康経営の具体的な推進計画等を定めていますか。

(a)課題のテーマ 選択肢一覧

1 健康状態にかかわらず全従業員に対する疾病の発生予防
2 生活習慣病等の疾病の高リスク者に対する重症化予防
3 メンタルヘルス不調等のストレス関連疾患※の発生予防・早期発見・対応（職場環境の改善等）
4 従業員の生産性低下防止・事故発生予防（肩こり、腰痛等筋骨格系の症状や、睡眠不足の改善、転倒予防）
5 女性特有の健康関連課題への対応、女性の健康保持・増進
6 休職後の職場復帰、就業と治療の両立
7 労働時間の適正化、ワークライフバランス・生活時間の確保
8 従業員間のコミュニケーションの促進
9 従業員の感染症予防（インフルエンザ等）
10 従業員の喫煙率低下

5. 健康経営の具体的な推進計画②

必須

（例）

(a)課題のテーマ	7	労働時間の適正化、ワークライフバランス・生活時間の確保				
(b)課題の内容	有給休暇の取得を促進しているが、部署によっては業務多忙でなかなか取得できず、 取り組みが進んでいない。					
(c)数値目標の内容と期限	どのような 数値目標か	有給休暇の平均取得日数をあげる。				
	現状値		目標値		単位	
	6		9		日	
	開始年度	2023	年度	達成目標年度	2024	年度
(d)推進計画	出勤日となっている祝日などを有給奨励日にする。 部署内で交代で有給休暇が取得できるよう、管理職が声掛けする。					

（例）

(a)課題のテーマ	2	生活習慣病等の疾病の高リスク者に対する重症化予防				
(b)課題の内容	特定保健指導の対象者に実施の案内を行っているが、忙しいことを理由に実施者が増加せず、 特定保健指導の実施率が低くなっている。					
(c)数値目標の内容と期限	どのような 数値目標か	特定保健指導の実施率の向上				
	現状値		目標値		単位	
	10		50		%	
	開始年度	2022	年度	達成目標年度	2024	年度
(d)推進計画	健診機関と調整し、定期健康診断と特定保健指導の初回面談を同日に実施できるようにする。 2回目の面談実施日については、出勤認定とする。					

5. 健康経営の具体的な推進計画③

必須

ヘルスケア通信簿を活用して
自社の健康課題を見つけましょう！

（掲載内容の例）

・特定保健指導の対象者数

・健診結果や問診票を活用した各種
　リスク割合や喫煙率

・運動や食事、飲酒習慣　等

６．受診勧奨の取り組み①

★Q12.従業員への受診勧奨について、
どのような取り組みを行っていますか。

協会けんぽの「生活習慣病予防健診」の案内
⇒「がん検診」（任意検診）の案内に
つながります
さらに健診結果を活用して、
医療機関の受診勧奨に
取り組みましょう！

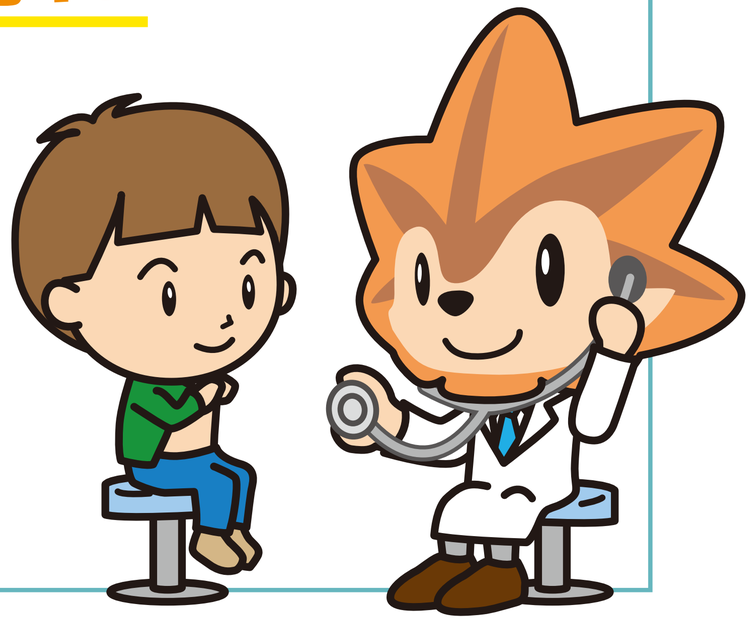

6. 受診勧奨の取り組み②

「生活習慣病予防健診」の受診案内

- ☑メールや文書等による案内
- ☑受診時の就業時間認定や
  有給の特別休暇付与
- ☑健診費用の補助をする

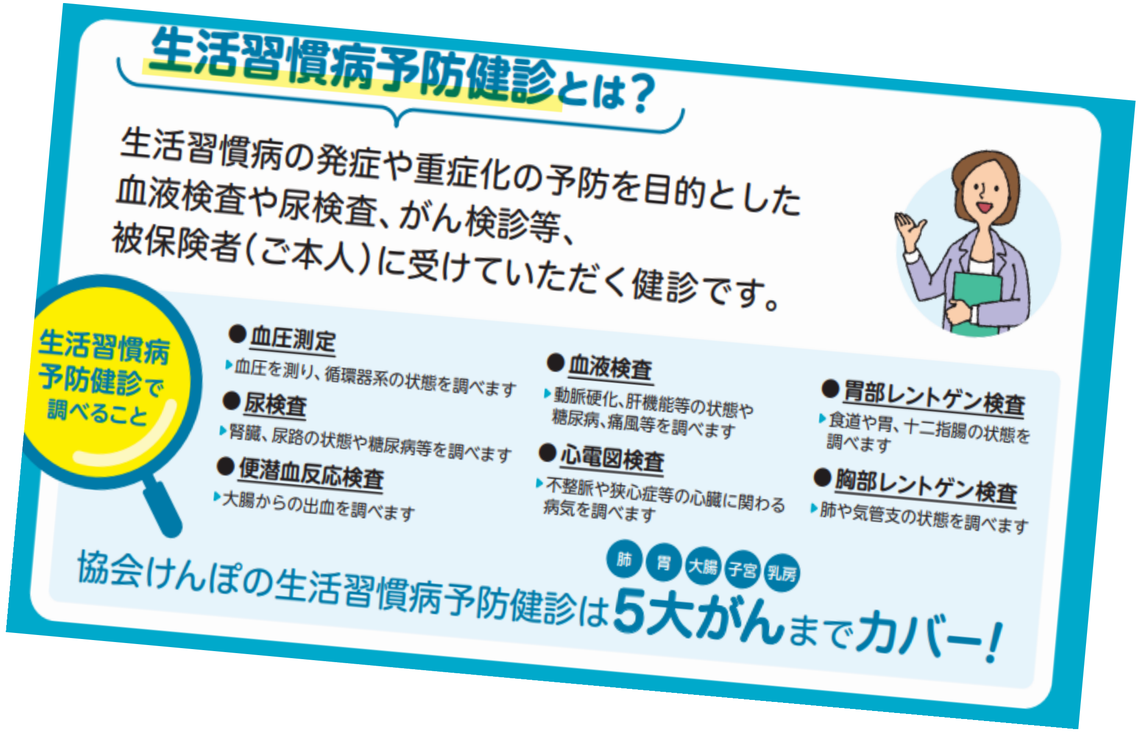

要再検査・精密検査者への医療機関受診勧奨

- ☑対象者へ個別に声かけ・面談を行う
- ☑受診時の就業時間認定や有給の特別休暇付与

**生活習慣病予防健診には
がん検診が含まれます！**

7．管理職または従業員に対する教育機会の設定①

★Q14.管理職や従業員の健康意識の向上を図るために、
健康保持・増進に関する教育をどのように行っていますか。

★Q15.全従業員に対し、健康をテーマとした情報提供および周知を
行っていますか。

教育

- **健康づくり講座**（職場に講師を派遣 ・ オンライン実施）

情報提供

- **ひろしま企業健康宣言通信「い・ろ・か」**
- **協会けんぽ広島支部メールマガジン**

7．管理職または従業員に対する教育機会の設定②

教育

健康づくり講座

健康づくり講座の例

・生活習慣病予防　・メンタルヘルス
・運動（ヨガ・ストレッチ、肩こり・腰痛予防）
・女性の健康課題　・禁煙

講座の内容によっては、以下の項目にも該当します。

・「３－３－４．女性の健康保持・増進に向けた取り組み」
・「３－３－８．喫煙率低下に向けた取り組み」

８．保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み①

★Q19.保険者による特定保健指導の実施を促すために事業主側としてどのような取り組みを行っていますか。

- 協会けんぽの特定保健指導（無料）を利用する
- 特定保健指導が事業場で受けられる体制を整える

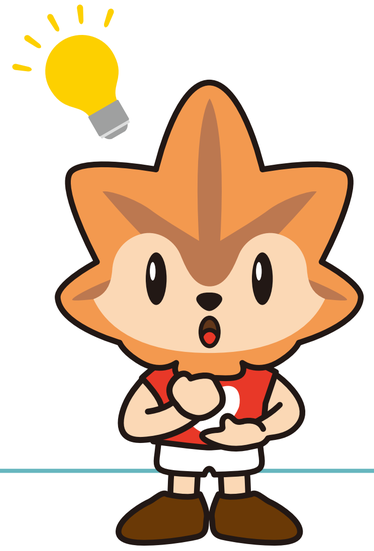

8. 保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み②

取組内容

- ☑ 対象の従業員に特定保健指導の実施を促す
- ☑ 特定保健指導実施時間の就業時間認定や有給の特別休暇付与を行う
- ☑ 社内で実施場所(会議室など)を提供する
- ☑ 管理職に対して特定保健指導の重要性を伝え、業務上の配慮をするよう指導を行っている
- ☑ 事業場からオンラインで受けられるようにする

サポートを希望する際は
協会けんぽ広島支部へ
ご連絡ください

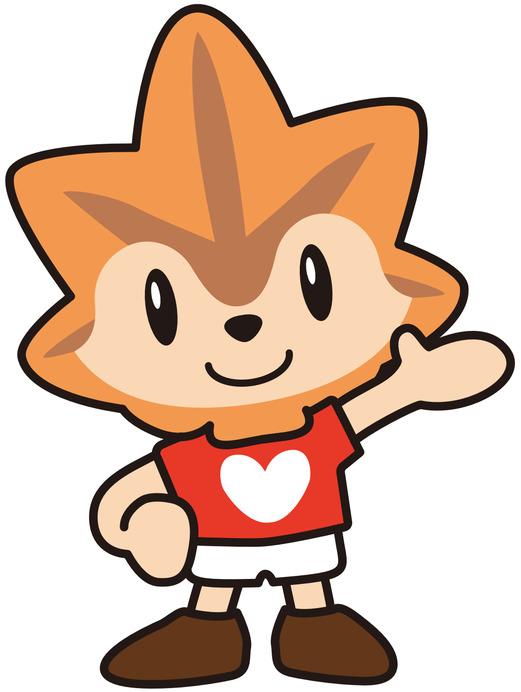

全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ